



熊本県公報

号外 第 2 1 号
平成 29 年 6 月 1 日 (木)
(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

- 保安林内の皆伐面積の限度の公表…………… (森林保全課) 1
 - 財政事情の公表…………… (財政課) 2
- ### 登 載 依 頼
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程…………… (熊本県選挙管理委員会) 2

公 告

熊本県公告第 3 1 8 号の 2

森林法施行令(昭和 2 6 年政令第 2 7 6 号)第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 2 9 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 1 回分としての森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 3 4 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
平成 2 9 年 6 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)	
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	5 4 3 . 5 2	
	菊池川土砂流出防備保安林	1 2 1 . 6 6	
	菊池川干害防備保安林	0 . 0 8	
	菊池川保健保安林	5 . 9 9	
	阿蘇地区水源かん養保安林	6 3 6 . 4 6	
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	4 2 . 6 2	
	阿蘇地区保健保安林	2 0 . 9 0	
	小国地区水源かん養保安林	9 3 . 8 2	
	小国地区土砂流出防備保安林	2 4 . 5 9	
	大野川水源かん養保安林	6 8 . 8 5	
	大野川土砂流出防備保安林	1 3 . 8 8	
	緑川水源かん養保安林	7 0 2 . 9 8	
	緑川土砂流出防備保安林	9 2 . 8 9	
	緑川干害防備保安林	1 . 8 8	
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	2 6 . 6 9	
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7 . 6 0	
宇城地区水源かん養保安林 宇城地区土砂流出防備保安林	宇城地区水源かん養保安林	2 1 1 . 6 1	
	宇城地区土砂流出防備保安林	1 5 . 6 4	
	球磨川地域森林計画区	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1 , 1 1 2 . 6 1
		氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	2 4 . 6 6
		氷川・五家荘地区保健保安林	3 . 4 4
		城南地区水源かん養保安林	3 1 1 . 4 5
		城南地区土砂流出防備保安林	9 6 . 9 9
		球磨地区水源かん養保安林	3 , 7 8 5 . 2 5
		球磨地区土砂流出防備保安林	5 2 4 . 5 4
		球磨地区落石防止保安林	0 . 2 8
球磨地区防風保安林		0 . 8 0	
球磨地区保健保安林		5 5 . 2 6	

天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	3 8 0 . 5 0
	天草地区土砂流出防備保安林	1 4 6 . 2 2
	天草地区保健保安林	6 2 . 0 8

熊本県公告第 3 1 8 号の 3

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和 2 3 年熊本県条例第 1 3 号）の規定により、熊本県「財政事情」を別冊のとおり公表する。

平成 2 9 年 6 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 1 7 号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 2 9 年 6 月 1 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
- 熊本県公職選挙執行規程（平成 1 2 年選挙管理委員会告示第 1 5 号）の一部を次のように改正する。
- 第 6 条及び第 7 条を次のように改める。
- 第 6 条及び第 7 条 削除
- 第 8 条中「登録の」を「登録を行う」に改める。
- 第 9 条中「被登録資格の決定の基準となる日、登録日及び縦覧期間」を「選挙時登録の基準日」に改める。
- 第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。
- 第 4 号様式及び第 5 号様式 削除
- 第 6 号様式の様式を次のように改める。
- 第 6 号様式中「ただし書き及び同法施行令第 12 条」、「及び縦覧期間」及び「2 縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで（毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）」を削る。
- 第 7 号様式の様式を次のように改める。
- 第 7 号様式中「被登録資格の決定」を「選挙時登録」に改め、「2 登録日 年 月 日」及び「3 縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで（毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）」を削る。

附 則
この規程は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。